

(参考様式2)

## 事前点検シート

|              |                            |           |                    |
|--------------|----------------------------|-----------|--------------------|
| 計画主体名        | 鹿児島県 姶良地区1市4町(代表：霧島市)      |           |                    |
| 計画期間<br>実施期間 | H.20 ~ H.23<br>H.20 ~ H.23 | 総事業費(交付金) | 51,893千円(25,945千円) |

### 1 計画全体について

| 項目  | チェック欄 | 判断根拠   |
|---|-------|--|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか        | 適     | 目標設定については、農山漁村の活性化のため計画区域において生産された素材の販売量の増を目的とするものであって、林業の活性化を行うことで定住等へ結びつける就業環境を整えることを目的としていることから、適合している。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | 適     | 地域内1市4町の策定している総合計画、都市計画農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、都市計画等に照らし、調和が図られているものとして計画策定を行った。                     |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか                          | 適     | 計画策定にあつては、事業体である3森林組合との合意形成を主として事業選定を行った。  |
| 事業の推進体制は確立されているか  | 適     | 森林組合及び各市町との協力体制については、推進体制が確立している。  |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか   | 適     | 事業実施計画は、計画目的に影響力のある事業のみを選定した。  |
| 計画期間・実施期間は適切か   | 適     | 事業体との協議を行い、各市町に関しても調整がなされている。  |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か   | 適     | 交付金算定は、各事業に係る算定根拠である要件類別に照らし、限度額以内である。   |

### 2 個別事業について

| 項目   | チェック欄 | 判断根拠   |
|--|-------|--|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか   | 適     | 計画は法の趣旨、目的に沿った事業展開を図るため計画とし、他の事業から乗り換えて行う事業計画ではない。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか                              | —     |  |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか                             | 適     | 本計画における整備施設に関して、償却期間5年以下で設定されている整備計画はない。           |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか   |       |  |
| 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | 適     | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2第2号の規定に基づき適切に行っている。   |
| 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか   | 適     | 算定結果は費用対効果は1.75である。                                |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか                       | 適 | 実施要領別表に基づく実施主体の対象を満たしている。   |
| 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか                               | 適 | 実施主体は、本市又は3森林組合であって、個人への交付はない。また、目的外使用の恐れはない。   |
| 施設等の利活用の見直し等は適正か  |   |   |
| 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか   | － |   |
| 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか                              | 適 | 林業機械導入については、リサイクル施設として間伐材の利用を活発に行うこととしており、類似施設を各事業体が導入するが、地域面積等から利用として受当な施設整備である。                 |
| 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか                                 | 適 | 利用形態は、林業事業体が行うリサイクル事業であって、利用者及び時期等についての事前検討はなされている。   |
| 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか     | 適 | リサイクル施設の規模は事業に対する十分な検討を実施し、設置場所は事業体の所在地としている。なお、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等についても十分な検討が行われている。 |
| 事業費積算等は適正か  |   |   |
| 過大な積算としていないか  | 適 | 事業における事業費の積算について近年の他の事業実績等からも適切なものである。  |
| 建設・整備コストの低減に努めているか  | 適 | 事業実施段階でさらに十分な検討を行う。   |
| 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）               | － |   |
| 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）                         | 適 | 林業専用の車両であって汎用性に高いものはない。   |
| 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か                  | 適 | 事業体の範囲からみて目的等に合致する。   |
| 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか                               | 適 | 自走式の林業機会であるため、事業体の所在地に保管できる用地が確保されている。  |
| 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | 適 | 事業体における事業事業規模と事業資金の調達は、事業体で十分な検討がなされ、資金の確保等の計画がなされている。  |
| 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか                              |   |   |
| 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）                            | 適 | 事業主体であるそれぞれの事業体の責任のもと管理運営される。   |
| 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか    | 適 | 収支計画に基づき事業体が設備投資を行うこととなっている。  |
| 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか                           | - |   |